

選挙運動用自動車運送契約書(記載例)
(ハイヤー方式)

甲(候補者氏名) **神戸 太郎** ※1と乙(業者等氏名又は名称) **神戸商事(株)** とは、令和4年6月5日執行(予定)の神戸町長選挙※2の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車の運送を引き受け、甲は、これに対して代金を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により神戸町に帰属することとならない場合には、神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を神戸町長に請求する。

(1) 車 種 **トヨタ クラウン**

(2) 登録番号(車両番号) **岐阜300 あ1234**

2 自動車の運送期間は、令和4年5月31日から令和4年6月4日までとする。

3 自動車の運送金額は次のとおりとする。

(1) 1日当たりの金額 **55,000** 円(ただし、1日目は、**55,000** 円)

(2) 契 約 金 額 **275,000** 円(うち消費税額 **25,000** 円)

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和4年5月20日

甲 住所 **岐阜県安八郡神戸町 ○○ △△番地**
(候補者)

氏名 **神戸 太郎** (印)

乙 住所 **岐阜県安八郡神戸町 □□ ○○番地**
(業者等)

氏名 **神戸商事(株)** (印)

(代表者氏名) **代表取締役 神戸 一郎** (印)

備 考

- 公費負担の対象となる自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とすること。したがって、例えば、立候補の届出前から運送をしても、立候補の届出の日の前日までに係る運送については、公費負担の対象にならないこと。
- 乙が神戸町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等に記載すること。
- 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。
- 乙は、道路運送法第3条第1号ハに該当するものであること。

※1 候補者氏名は、立候補届出
と一致する。

※2 「神戸町長選挙」又は「神
戸町議会議員補欠選挙」の選
挙名を記載する。